医師の時間外労働規制について 将来 一般則 2024年4月~ (暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標)後) 年1.860時間/ 年1,860時間/月100時間未満 (例外あり) (例外) 月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む 将来に向けて • 年720時間 ※いずれも休日労働含む ⇒将来に向けて縮減方向 縮減方向 · 複数月平均80時間 連携B В (休日労働含む) C-1:臨床研修医・専攻医が、研修 · 月100時間未満 プログラムに沿って基礎的な技能や 年960時間/ 年960時間/ (休日労働含む) 能力を修得する際に適用 月100時間未満(例外あり) 中 月100時間 (例外あ (医療機関を指定) 年間6か月まで| ※本人がプログラムを選択 0 ※いずれも休日労働含む ※いずれも休日労働 上限 C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目 療確保暫定 |療機関を指定) 以降の者が、高度技能の育成が公益 A:診療従事勤務 上必要な分野について、指定された 医に2024年度以降 医療機関で診療に従事する際に適用 Α C-1|C-2 (原則) 適用される水準 ※本人の発意により計画を作成し、 1か月45時間 医療機関が審査組織に承認申請 1年360時間 ※この(原則)については医師も同様。 ※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置 追 連続勤務時間制 連続勤務時間制限28時 連続勤務時 連続勤務 連続勤務時間 加 限28時間・勤務 間・勤務間インターバ 間制限28時 時間制限 制限28時間 -的健康確保措置】 間インターバル ル9時間の確保・代償 間·勤務間 28時間 -勤務間イン 9時間の確保・ 休息のセット(努力義 インターバ 勤務間イ ターバル9時 代償休息のセッ ル9時間の ンターバ 間の確保・代 ト (努力義務) ル9時間 確保・代償 僧休息のセッ の確保・ 休息のセッ ト (義務) ※実際に定める3 代償休息 ト (義務) ※実際に定める36協定 ※臨床研修医に 6協定の上限時間 のセット の上限時間数が一般則を ついては連続勤 数が一般則を超え 務時間制限を強 (義務) 超えない場合を除く。 ない場合を除く。 化して徹底 2 ※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

資料3

2023/7/18

横須賀市立病院運営委員会 (厚生労働省作成資料より)